

人材紹介基本契約書

(以下「甲」という)と、株式会社エンディングキャリア(以下「乙」という)は、下記のとおり人材紹介に関する基本契約を締結する。

第1条(業務)

甲は乙に対し、甲が別途指定する採用条件を満たす人材を乙が甲に紹介する業務を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(報酬)

1. 甲は、乙が紹介し甲が採用した者(以下「被採用者」という)1名ごとに、紹介手数料として想定年収の35%(税別)を乙に支払うものとする。なお、想定年収は、次の算式により計算する。

給与体系	想定年収の計算式
月給制	月額固定給(基本給+職務手当+住宅手当+家族手当+その他交通費以外で固定的に支給される手当)×12+賞与(賞与算定基準額×前年度賞与実績月数)
年俸制	入社初年度1年間の年俸額。 但し、年俸が「固定報酬+成果報酬」で決定される場合は、「固定報酬+期待する業績を達成した場合の成果報酬」とする

2. 被採用者が自己都合により退職した場合、または、明らかに被採用者の責により解雇された場合は、乙はその時期に応じて、受領した紹介手数料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退職時期	返還する紹介手数料の割合
入社から1ヵ月未満	80%
入社から1ヵ月以上2ヵ月未満	70%
入社から2ヵ月以上3ヵ月未満	50%

第3条(支払)

甲は第2条に定める報酬を、被採用者の入社日の翌月末までに、乙の指定する銀行口座に支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

第4条(オーナーシップ)

乙が募集した人材を、乙が甲に紹介した日から6ヶ月以内に甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も本契約に該当するものとする。

第5条(資料の掲示)

甲は、乙が人材募集を行うために、仕事内容、応募条件、給与条件、企業ロゴ、写真等、募集活動に必要な情報を提供するものとする。

第6条(企業ロゴの使用許諾)

甲は、甲の企業ロゴを、乙の WEB サイトやパンフレットに使用することを原則許可する。

第 7 条（機密保持）

乙は、第 5 条に基づき受領した情報を、機密として保持し、甲の事前の同意なく第三者（乙が候補者として甲に紹介する者を除く）に開示してはならない。但し、以下の情報は、かかる機密保持義務の対象外とする。

- (1) 甲から開示を受ける前に既に乙で保有し、または乙が第三者から秘密保持の義務を負うことなく入手していた情報
- (2) 甲から開示を受ける前に既に公知または公用となっていた情報
- (3) 甲から開示を受けた後に乙の責によらず公知となった情報
- (4) 甲から開示を受けた後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく乙が入手した情報
- (5) 裁判所や行政機関からの命令により乙が開示を求められた情報

第 8 条（個人情報）

甲および乙は、乙が募集した候補者に関する一切の個人情報について、厳重に管理するものとし、当該情報を第三者に開示または漏洩してはならず、また、甲の採用支援活動目的以外に使用してはならない。

第 9 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、自らが暴力団その他の反社会的勢力ではなく、また、これら反社会的勢力と一切関係をもたないことを確約する。
2. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その名称を問わず、当事者間で締結した如何なる契約をも解除することができる。
 - (1) 相手方又は相手方の役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明したとき
 - (2) 相手方の取引先又はその役員若しくは従業員が、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であることが判明し、善処を求めたのにも関わらず関係改善がされなかったとき
 - (3) 相手方が自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞又は業務妨害行為などの行為をしたとき
3. 本条に基づき契約解除があった場合、解除された側は解除した側に対し、解除した側が解除により被った損害を賠償しなければならないものとする。また、解除した側は、解除された側に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わず、また違約金・解約金等の支払い義務も負わないものとする。

第 10 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲、乙いずれからも文書による異議申し立てのないときは、本契約は、同条件で自動的に 1 年間更新するものとする。また、以後も同様とする。

第 11 条（契約の解除）

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の 1 つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一

部を解除することが出来る。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにもかかわらず、相手方がその違反を是正しないとき
- (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
- (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
- (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲歩し、またはしようとしたとき
- (7) その他前各号に類する事情が存するとき

2. 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第12条（協議）

本契約に規定のない事項や、この契約条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ解決する。

第13条（裁判管轄）

第12条によって解決できなかった場合の第一審の専属的管轄裁判所は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が1部ずつを保有する。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

2024年6月1日

甲 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●● ●●●● 印

乙 東京都渋谷区恵比寿西 2-19-9 フランセスビル 1 階 2 階
株式会社エンディングキャリア
代表取締役 佐藤 大介 印